

訴訟の提起について（総務局関係）

次のとおり不当労働行為救済命令取消請求事件を提起する。

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 大 阪 市 被告 大 阪 府 2 大阪地方裁判所 不当労働行為救済命令取消請求事件	本市が訴外大阪市役所労働組合（以下「訴外市労組」という。）に対する組合事務所の供与等に関する協議を行うこと（以下「本件協議」という。）に関して訴外市労組と団体交渉に応じなかったこと（以下「本件行為」という。）は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒む不当労働行為であるとして、訴外市労組が、本市に対し、本件協議に関する団体交渉について、管理運営事項や大阪市労使関係に関する条例を根拠として拒否することなく誠実に応じること及び本件行為に関する謝罪文を手交するとともに同謝罪文の掲示等を行うことを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成31年1月28日に、本市に対し、本件協議に関する団体交渉に応じるとともに、今後本件行為のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を訴外市労組に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので同命令の取消しを求めるもの

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

不当労働行為救済命令取消請求事件を提起するため、この案を提出する次第である。